

令和2年5月8日

牧田 弘満 議長 様

議員 吉岡 政昭

## 鳥越議員の要求により、私の発言が「中止」された件に関して

議長とは、いろいろ気を遣われる職責と理解しており、その意味での気苦労が、多々あるものと推測しております。

しかし、そうした中にあっても、議長におかれては、あくまでも法理に基づき、公平に議事運営されることを強く希望してやみません。

さて、本題に入りますが、4月30日に行なわれた臨時議会終了直後の「全員協議会」における表題の「事態」は、いささか、「常識外れの異例の議事運営」との批判は免れず、加えて、「議員必携」に示された「標準」町村議会規則57条違反の議事運営であったと指摘せざるを得ません。

議長に伺います。

### I、鳥越議員の発言が認められた件に関して

質問1、私の発言中、突然、鳥越議員からの発言があり、そのまま「鳥越議員の発言が許可」されました。

鳥越議員の発言は、いかなる根拠によって許可されたのか？  
その根拠を示していただきたい。

「議員必携」(p131)には、議員の発言権の保障、尊重という観点から「発言者の質疑、討論中には、議長は、他の発言を許可する事は控えなければならない。」とあります。

質問2、私の発言中の鳥越議員からの突然の発言は、一般の発言と区別できるように、例えば、下記の「議員必携」に示されたような「発声」で行なわれなければならないと認識していますが、議長の認識を、聞かせてください。

「議員必携」(p131)では、  
「この場合の発言要求は、一般の発言と区別できるように  
「議長、○番、議事進行」あるいは  
「議長、○番、動議」と告げるようにすべきである。」とあります。

## II, 議長は鳥越議員のルール違反発言後、吉岡に「発言の中止を命令」しました。

**質問 3** 議長が議事進行に関する発言で「発言中止を指示出来る場合」は、2つ（議員必携 p 131）ありますが、私が理解するところでは、今回の場合、いずれにも該当しません。  
議長は、いずれに該当すると判断したのか、根拠を示し、説明をお願いしたい。

**質問 4** もし仮に、鳥越議員の要求（質問の意図を聞いて欲しい）が、万に一つにも正しかったとしても、この場合、鳥越議員が取るべき手続きは、「質疑終結の動議」（議事進行の先決動議）の提出でした。  
従って、鳥越議員から「質疑終結の動議」が出ていない以上、議長は鳥越議員の「発言と要求」を無視し、吉岡の質疑は続行されるべきだったと思いますが、いかがですか？

**質問 5** 議長は、鳥越議員の不規則発言に関して一切触れずに、私の発言を停止させる理由として、「計画書に基づいた質問でない（審議内容から外れている）」と述べました。  
しかし、この対応は、甚だしく公平性を欠き、二重、三重に法理に背くものです。  
まず、鳥越議員の①発言許可の根拠が示されず、②「質疑終結の動議」が出ていない中、吉岡に対してだけ、「計画書に基づいた質問でない（審議内容から外れている）」と述べ発言の中止を命令しました。  
この対応は、法理に反し、公平性に欠けるではありませんか？

**質問 6** しかし、「必携議員」（p 133）によれば、「内容制限に反して」質疑があった場合は、「議長はまず発言者に注意して反省を促し、その注意に従わない場合は、発言の禁止を命ずることが出来る」となっています。

私は、鳥越議員からの「質問と要求」があるそのときまでは、議長から「注意を受け」「発言の禁止」を受けたものではありません。

その事実を確認してください。

さらに、私の発言は、後述するように、「内容制限に反して」おりません。

Ⅲ、議長の指摘（「計画書に基づいた質問でない（審議内容から外れている））は、間違っています。私は、建設計画に基づき質問していました。

私が質疑したのは、「安平町早来小学校・中学校基本設計業務委託」の「**建設計画**」の「**工事工程表**」「**工事費概算**」に関してでした。  
「建設計画」の審議の際は、それぞれの工事における金額が適正かと合わせて、**重要関連事項として**①「**建設工事の請負契約書**」の内容「~~工事工程表~~」に関しては、②「**入札の公募条件**」にわたって審議する事が必要です。これは、「**工事工程表**」の重要な部分~~を~~形成します

質問7、建設計画の「工事工程表」「工事費概算」を審議する際に、②「入札の公募条件」にわたって審議する事が、なぜ、いかなる理由によって、「審議内容から外れている」ことになるのですか？

同じ「工事工程表」のうちの①「建設工事の請負契約書」に対する質疑を認めておきながら、同じ「工事工程表」の中の②「入札の公募条件」の質疑を中止にしたのは、なぜですか？ 説明を求めます。

因みに、私は今回の審議で、①の「建設工事の請負契約内容」のうち、「**瑕疵担保責任**」に関して、「**品確法**」の対象になっているかの確認を致しました。今まで、安平町の建築工事の際、とりわけ、地元業者との「建設工事の契約内容」から「**品確法**」が除かれることが多かったため、**品確法**の文言の「**要求と確認**」をしたのです。

質問8、「審議内容から外れている」旨の判断は、審議中、議長のそばにいた木林議会事務局長のでアドバイスに従ったのですか？

回答を、5月19日まで頂ければ幸いです。

牧田議長へ

この「質問書」は、私信ではありませんので、議員全員に送付します。  
また、私のHPにも掲載しますので、お知らせしておきます。